

令和 6 年度 GX 推進再エネ導入支援事業（自立・分散型エネルギー設備導入支援）
補助金交付要綱

（趣旨）

第 1 条 一般財団法人鹿児島県環境技術協会（以下「協会」）は、産業構造・社会構造改革をクリーンエネルギー中心に転換する GX の実現に向けて、再生可能エネルギーの導入促進を図るため、自家消費型太陽光発電設備及び蓄電池の導入を行う県内中小事業者等に対して予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付については、鹿児島県補助金等交付規則（昭和 63 年鹿児島県規則第 1 号。以下「規則」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第 2 条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 「県内中小事業者等」とは、県内に事業所を置く法人その他の団体及び県内の住所地、居所地又は事業場等の所在地を納税地としている個人事業者であって、次に掲げる事項のいずれかに該当する者をいう。

- ア 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条に準じ、別表第 1 に規定する者
- イ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）第 3 条第 1 項第 1 号から第 9 号までに規定する団体
- ウ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人であって、中小企業基本法第 2 条に規定する主たる業種に記載の従業員規模以下のもの
- エ 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 39 条に規定する法人
- オ 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条に規定する法人
- カ 特別法の規定に基づき設立された協同組合等
- キ 個人事業者
- ク その他協会が適当であると認める者

ただし、以下に該当するものを除く。

- (ア) 国、地方公共団体、独立行政法人並びに国及び地方公共団体の出資又は費用負担の比率が 50%を超えるもの
- (イ) 中小企業支援法第 2 条第 1 項に規定する中小企業者（以下「中小企業者」という。）のうち、発行済株式の総数又は出資価格の総額の 2 分の 1 以上を同一

の大企業が所有しているもの

(ウ) 中小企業者のうち、発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有しているもの

(エ) 中小企業者のうち、大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めているもの

(2) 自家消費型太陽光発電設備とは、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号（以下「再エネ特措法」という。））第9条第4項に基づく、固定価格買取制度（以下「FIT」という）又はFeed in Premium制度（以下「FIP」という。）の認定を取得せず自家消費を目的とした太陽光発電設備をいう。

(3) 家庭用蓄電池とは、4,800Ah・セル相当のkWh未満の蓄電池をいう。

(4) 業務用蓄電池とは、4,800Ah・セル相当のkWh以上の蓄電池をいう。

(5) 事業所とは、既設の工場・事業場、事務所、店舗その他これらに類するものをいう。

（補助事業者）

第3条 この要綱に基づく補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の（1）、（2）のいずれかに該当する者とする。

(1) 鹿児島県内に事業所を置く中小事業者等であって、次のいずれにも該当する者

① 鹿児島県税に未納がないこと。

② 代表者、役員及び従業員が鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団関係者でないこと。

(2) 上記(1)の者を対象に事業を行うリース事業者又はPPA事業者

（補助対象設備、補助対象経費及び補助率）

第4条 補助金の交付の対象となる設備（以下「補助対象設備」という。）、経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助率は、別表第2及び別表第3のとおりとする。

2 補助事業は、予算がなくなり次第終了とする。

（補助金の交付申請）

第5条 規則第3条の補助金等交付申請書は、第1号様式によるものとする。

2 規則第3条の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとし、詳細は別表第4のとおりとする。

(1) 事業計画書（第2号様式）

(2) 収支予算書（第3号様式）

(3) その他協会が必要と認める書類

3 補助金等交付申請書の提出期限は、協会が別に定める日とし、その提出部数は各2部

及び電子データ 1 式とする。

（補助金の交付の条件）

第 6 条 規則第 5 条第 1 項の規定による条件は、別表第 5 のとおりとする。

（補助金交付申請書の受理）

第 7 条 交付申請書は記載事項及び添付書類が整ったものから先着順に受理し、受理した申請に係る補助金の交付額の合計が予算額を超えると見込まれる日（以下「予算超過日」という。）をもって申請の受理を停止する。

2 予算超過日に複数の申請があった場合は、当該複数の申請について協会において受付順位の抽選を行い、受理した申請に係る補助金の交付予定額の合計が予算額を超えない範囲で受理するものとする。

（決定の通知）

第 8 条 規則第 6 条の規定による補助金等の交付の決定の通知は、補助金交付決定通知書（第 4 号様式）により行うものとする。

2 協会は、補助金を交付すべきものと認めなかったときは、速やかに補助金不交付決定通知書（第 4 号様式の 2）により補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

3 補助事業者は、原則として補助金の交付の決定を受けてから発注、購入、契約等の事業に着手することとする。ただし、交付申請日以降に事前着手の申請を行った場合は、交付の決定を待たずに着手することができる。この場合は、補助金交付決定の金額が査定により申請時の金額より減額された場合及び申請そのものが不採択となった場合でも、不服を申し立てることができない。

（補助事業の内容等の変更）

第 9 条 規則第 7 条第 1 項の補助事業の内容等の変更事由は、次に定めるとおりとする。
ただし、交付決定金額の増額変更は認めない。

（1） 補助対象経費の増額又は減率が 20%を超える減額

（2） 実施箇所及び補助対象設備の主要構造又は主要機能の大幅な変更

2 規則第 7 条第 1 項の補助金変更申請書は第 5 号様式によるものとし、同項の規定により当該申請書に添付すべき書類は次のとおりとする。

（1） 事業変更計画書（第 2 号様式）

（2） 変更収支予算書（第 3 号様式）

（3） その他協会が必要と認める書類

3 規則第 7 条第 3 項において準用する規則第 6 条の規定による通知は、変更承認のみを行う場合は変更承認通知書（第 6 号様式）により、変更承認に併せて変更交付決定を行う場合は変更交付決定通知書（第 7 号様式）により行うものとする。

4 前項の補助金の交付の変更の決定に当たっては、補助事業者が増額を行う場合、申請

期限内、予算の範囲内かつ補助事業者の責めに帰さない場合に限る。なお、20%を超える増額を伴う変更を行う際は、申請を取り下げた後に新たに補助申請を行うこととする。

（申請の取下げ）

第 10 条 補助金の交付の申請をした者及び補助事業の内容等の変更の申請をした者は、申請者の都合又は、第 8 条又は前条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付若しくは交付の変更の決定（以下「交付の決定」という。）の内容又はこれらに付された条件に不服があるときは、交付の決定の通知を受けた日から起算して 10 日を経過する日までに申請取下書（第 8 号様式）を協会に提出することにより、申請の取下げをすることができる。

（状況報告）

第 11 条 規則第 11 条第 1 項の規定による状況報告は、事業状況報告書（第 9 号様式）により行うものとする。

- 2 規則第 11 条第 2 項の規定により、補助事業の中止（廃止）または遅延について、協会の承認又は指示を受けようとする場合には、あらかじめ中止（廃止）承認申請書（第 10 号様式）又は遅延等報告書（第 11 号様式）を協会に提出しなければならない。

（実績報告）

第 12 条 規則第 13 条の補助事業等実績報告書は、第 12 号様式によるものとする。

- 2 規則第 13 条の規定により補助事業等実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとし、詳細は別表第 6 のとおりとする。

- (1) 事業実績書（第 13 号様式）
- (2) 収支精算書（第 3 号様式）
- (3) その他協会が必要と認める書類

- 3 第 1 項の実績報告書の提出期限は、事業完了の日から起算して 30 日以内又は協会が別に定める日のいずれか早い日とし、その提出部数は 2 部および電子データ 1 式とする。ただし、交付決定を受けている補助事業者が、申請時点において想定できなかった事由により、定められた提出期限までに実績報告書の提出が困難となった場合は、個別に事由を勘案して提出期限を延長する場合がある。

（補助金の額の確定）

第 13 条 規則第 14 条の規定による補助金等の額の確定の通知は、補助金交付確定通知書（第 14 号様式）により行うものとする。

（補助金の交付）

第 14 条 規則第 16 条第 1 項の補助金等交付請求書は、第 12 号様式のとおりとす。

- 2 交付金額が確定し、交付確定通知書により通知した補助金については、補助事業者が

振込口座届出書（第 15 号様式）で指定した口座への振り込みによって交付する。

（補助金の交付の決定の取消し）

第 15 条 協会は、補助事業者が、補助金の他の用途への使用をし、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は協会の命令若しくは指示に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

（補助金の返還）

第 16 条 協会は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（加算金及び延滞金）

第 17 条 補助事業者は、第 15 条第 1 項の規定による取消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を協会に納付しなければならない。

2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てられたものとする。

3 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を協会に納付しなければならない。

4 協会は、第 1 項又は前項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、当該補助事業者の申請により、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することがある。

5 補助事業者は、前項の申請をしようとする場合には、申請の内容を記載した書面に、当該補助金の返還を遅延させないため執った措置、当該加算金又は延滞金の納付を困難とする理由その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて、協会に提出しなければならない。

（他の補助金の一時停止等）

第 18 条 協会は、補助事業者が補助金の返還を命ぜられ、当該補助金、加算金又は延滞金

の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して交付すべき補助金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額とを相殺することがある。

（取得財産等の管理等）

第 19 条 補助事業者は、補助金により取得した取得財産等を、設置を完了した後においても、法令を遵守し継続的に善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等については、設置を完了した日から別表第 7 の取得財産等の保有を義務付けられる期間（以下「処分制限期間」という。）を経過する日まで保有しなければならない。

3 補助事業者は、前項の処分制限期間内に取得財産等を保有しないこととなった場合には、あらかじめ財産処分承認申請書（第 16 号様式）により協会に申請し、承認を得るものとする。

4 協会は、補助事業者が第 2 項の規定に違反したと認めるときは、第 15 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき交付決定を取り消し、補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

5 補助事業者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳・取得財産等明細表（第 17 号様式）を備え、管理するものとする。

6 協会は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又は収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部を協会に納付させることができる。

（財産の処分の制限）

第 20 条 補助事業者は、取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円以上の取得財産等を、協会の承認を受けずに処分（補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供することをいう。）してはならない。ただし、補助事業者が交付を受けた補助金の全部に相当する金額を協会に納付した場合又は別表第 7 の期間を経過した場合はこの限りでない。

（自家消費割合の報告）

第 21 条 補助事業者は、事業の完了の日の属する年度及び翌年度の実施結果について、各年 5 月末日（ただし、その日が休日に当たるときは、その休日の前日）までに、自家消費割合報告書（第 18 号様式）を提出しなければならない。

（立入検査等）

第 22 条 協会は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告をさせ、又は協会職員にその事務所、事業場等に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることがある。

（証拠書類の保管）

第 23 条 補助事業者は、補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出に係る証拠書類を別表第 7 の処分制限期間の間保管しなければならない。

(手続きの代行)

第 24 条 申請者は、第 5 条に規定する補助金の交付の申請、第 9 条に規定する補助事業の内容等の変更の申請、第 12 条に規定する実績報告、第 21 条に規定する自家消費割合の報告、その他の手続きに係る業務の手続き等の代行について、第三者（以下「手続代行者」という。）に依頼することができるものとする。

2 前項の規定により手続代行者に依頼したときは、手続代行者届出書（第 19 号様式）により協会に届け出るものとする。

3 手続代行者は、申請者の指示に従い依頼された手続きについて誠意をもって実施しなければならない。また、手続きの代行を通じ得た申請書に関する情報は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に従って取り扱うものとする。

4 手続代行に係る費用は、補助対象経費として計上できないものとする。

5 手続代行者に依頼する場合であっても、補助金の交付に係る協会からの通知書等は原則として申請者に送付するものとする。

(雑則)

第 25 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和 6 年 6 月 3 日から施行する。

2 令和 7 年 3 月 15 日以降におけるこの要綱の適用にあたっては、要綱中に「協会」とあるのは「鹿児島県知事」に読み替えるものとする。

附 則

1 この要綱は、令和 6 年 10 月 25 日から施行する。

別表第1 中小事業者等の要件（第2条関係）

業種	資本金基準	従業員基準
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員
① 製造業，建設業，運輸業， その他（ゴム製品製造業除く。）	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下
③ 小売業	5千万円以下	50人以下
④ サービス業（以下を除く）	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

※資本金基準又は従業員基準のどちらか一方を満たせば中小企業者とする。

別表第2 補助対象設備等（第4条関係）

補助対象設備	補助対象経費	補助率 (上限)
(ア) 自家消費型太陽光発電設備		5万円/kW（上限100kW）※1
(イ) 蓄電池 （（ア）の太陽光発電設備の付帯設備であること）	・工事費 ・設備費 ・業務費 (別表第3)	補助対象経費の1/3 ※2 上限 家庭用蓄電池：5.1万円/kWh（工事費込み・税抜き） 業務用蓄電池：6.3万円/kWh（工事費込み・税抜き） ただし、87万円を超えた場合は、87万円を交付額とする。

※1 太陽光パネルとパワーコンディショナーの出力の低い値（小数点以下切り捨て）に乗じて算出

※2 蓄電池容量（定格容量）（小数点以下切り捨て）を用いて算出

別表第3 補助対象経費（第4条関係）

区分	費目	細分	内容
工事費	本工事費	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
	(直接工事費)	労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を参考として、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ① 特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用） ② 水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料） ③ 機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。）） ④ 負担金（事業を行うために必要な経費を契約、協定等に基づき負担する経費、系統を用いて供給する事業の場合は送配電事業者の有する系統への電源線、遮断機、計量器、系統設備に対する工事費負担金(1.35万円/kWを上限とする。))
	(間接工事費)	共通仮設費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、次の費用をいう。 ① 事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 ② 準備、後片付け整地等に要する費用 ③ 機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 ④ 技術管理に要する費用 ⑤ 交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。

		一般管理費	事業を行うために直接必要な諸給与，決定福利費，修繕維持費，事務用品費，通信交通費をいい，類似の事業を参考に決定する。
	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事（交付要件に定める柵塀に係る工事を含む。）に要する必要最低限度の範囲で，経費の算定方法は本工事費に準じて算出すること。
	機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用，運搬用その他工事中機械器具の購入，借料，運搬，据え付け，撤去，修繕及び製作に要する経費をいう。
	測量及試験費		事業を行うために直接必要な調査，測量，基本設計，実施設計，工事監理及び試験に要する経費をいう。また，地方公共団体が直接，調査，測量，基本設計，実施設計，工事監理及び試験を行う場合において，これに要する材料費，労務費，労務者保険料等の費用をいい，請負又は委託により調査，測量，基本設計，実施設計，工事監理及び試験を施工する場合においては請負費又は委託料の費用をいう。
設備費	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬，調整，据付け等に要する経費をいう。
業務費	業務費		事業を行うために直接必要な機器，設備又はシステム等に係る調査，設計，製作，試験及び検証に要する経費をいう。また，地方公共団体が直接，調査，設計，製作，試験及び検証を行う場合において，これに要する材料費，人件費，水道光熱費，消耗品費，通信交通費その他に要する費用をいい，請負又は委託により調査，設計，製作，試験及び検証を行う場合においては請負費又は委託料の費用をいう。 PPA 契約やリース契約等により実施される場合，事業を行うために直接必要な需用費，役務費，委託料，使用料及び賃借料を含むものとする。

別表第4 交付申請時に提出する書類（第5条関係）

No.	提出書類	法人等 事業者	個人事業 者
1	提出書類チェックリスト（本紙）	○	○
2	交付申請書（第1号様式）	○	○
3	事業計画書（第2号様式）	○	○
4	収支予算書（第3号様式）	○	○
5	県税の納税証明書（発行から3箇月以内の原本，県税の滞納がないことを証明するもの）	○ 注1	○ 注1
6	手続代行者届出書（第19号様式）	△	△
7	現在事項（または履歴事項）全部証明書（発行から3箇月以内の原本）	○ 注1	○ 注1
	直近年度の受理済確定申告書の写し	—	○
	身分証（免許証等の写し）	—	○ 注2
8	発電設備を設置する建物の全部事項証明書（発行から3箇月以内の原本） （建物に関係しない場合は除く）	△	△
9	発電設備を設置する土地の全部事項証明書（発行から3箇月以内の原本）	○	○
10	土地・建物の利用に関する許諾書（申請者と設置場所の土地・建物の所有者が異なる場合）	△	△
11	カタログ等（導入設備の仕様・性能が判断できるもの）	○ 注3	○ 注3
12	契約先の選定理由書（契約先選定を競争的手段によらない場合）	△	△
13	見積依頼書・仕様書	○	○
14	見積書（設備及び工事）内訳書も必要（原則として3者以上の見積）	○ 注4	○ 注4
15	設置又は定置予定場所の写真	○	○
16	設置場所以見取図〔住宅地図等〕	○	○
17	平面図〔敷地内の配置図・位置図〕 （20kW以上の場合柵・塀，標識の設置位置を示すこと，屋根おきの場合は不要）	○	○
18	電気系統図（単線結線図などによりパネル、パワコン、蓄電池、計測器、制御機器などの接続関係、系統連携や他の配線との関係がわかるような図を作成）	○	○
19	配線ルート図（平面図上の配線ルートに，立ち上がり・立ち下り部分の長さ，ケーブルの規格等を記載）	○	○
20	貸与料金算定根拠明細書（リース契約等の場合）	△	△
21	オンサイトPPAサービス料金算定根拠明細書（PPA契約の場合）	△	△
22	年間の消費電力量及び年間発電見込み量がわかる書類（シミュレーション資料等）	○	○
23	その他協会が必要と認めるもの	△	△

○：提出が必要なもの △：必要に応じて提出

注1 リース契約（PPA契約）の場合は，リース事業者（PPA事業者）及び使用者の両者の書類が必要

注2 運転免許証，マイナンバーカードの写しなど，申請者本人を特定できるもの

注3 4,800Ah・セル相当のkWh以上の蓄電池の場合は，仕様，性能に加え，安全基準・保証期間が分かるもの

注4 見積書は金額の根拠がわかるもの（「一式」ではなく，数量に具体的な単価を掛けたもの）とする

別表第5 補助要件（第6条関係）

1 共通の要件

- (1) 県内の事業所に導入する設備であること。
- (2) 導入する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。
- (3) 中古設備ではないこと。
- (4) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく固定価格買取制度（以下「FIT」という。）の認定又はFIP(Feed in Premium)制度の認定を取得しないこと。
- (5) 電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。
- (6) 設備の耐用年数が経過するまでの間、Jクレジット制度への登録を行わないこと。
- (7) 国や地方自治体から他の補助金を受けて実施する場合は、対象外とする。
- (8) ソーラーカーポート及び建材一体型太陽光発電設備は対象外とする。
- (9) 補助対象施設を設置する土地、建物は、補助事業者の所有である、または土地、建物の所有者から設備を設置することの許諾を得ていること。
- (10) 原則として交付決定後に着手すること。ただし、交付申請日以降に事業着手したもので、早期に着手しなければならない理由がある場合は、交付決定前の事前着手であっても補助の対象とすることができる。この場合でも、交付決定前に事業が完了（納品、検収、支払等を実施）しているものについては、補助の対象とはならない。
- (11) 発電量及び発電量に占める自家消費量が明確に算定できるようにすること。そのために必要な積算電力量計など、適切に電力を計測する機器を備えること。既設の太陽光発電設備に本事業を活用して発電設備を増設する場合は、本事業により導入した設備の発電量とその中に占める自家消費量が計測できるようにすること。
- (12) 発電設備の設置場所が住居または居住施設（福祉施設等を除く）は対象外とする。ただし、発電設備から得られた電力を、住居兼事業所等（事務所等事業専用部）で使用する場合は、住居部分と事業所（事務所等事業専用部）部分での電力使用（電力契約）が明確に分けられ、事業所（事務所等事業専用部）部分のみで消費することが確認できれば対象とする。
- (13) オンサイトPPAの場合、PPA事業者（需要家に対してPPAにより電気を供給する事業者。以下同じ。）に対して補助金が交付された上で、補助金額相当分がサービス料金から控除されるものであること。サービス料金から補助金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。
- (14) リース契約の場合、リース事業者に対して補助金が交付された上で、補助金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース料金から補助金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。

- (15) 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること。ただし、離島等供給約款において、再エネ供給に係る定めがない場合、1時間ごとの再エネ発電量の実績と需要量の実績を把握・管理し、再エネ電力供給と民生電力需要を実質的に紐付けること等により、前段の環境価値の帰属に係る要件を満たしていると思なすものとする。
- (16) 申請者（リースの場合はリースを受けるリース使用者）は、鹿児島県の求めに応じて設備の利用状況に関するアンケート調査等に回答すること。
- (17) 補助対象経費の支払方法において、他の取引との相殺払い、手形（電子手形を含む。）による支払い及び裏書譲渡、ファクタリング（債権譲渡）による支払い、割賦販売やローン契約を利用した支払い等によるものは認めないものとする。
- (18) その他必要に応じて事務局が定めること。

2 太陽光発電設備の要件

- (1) 次の、(a) (b) のいずれかを満たすこと
- (a) 需要家の敷地内に本事業により導入する再エネ発電設備で発電して消費する電力量を、当該再エネ発電設備で発電する電力量の 50%以上とすること。
 - (b) 需要家の敷地外に本事業により導入する再エネ発電設備で発電する電力を、自営線により当該需要家に供給して全量を消費すること。
- (2) 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること（ただし、専ら FIT の認定を受けた者に対するものを除く。）。特に、次の(a)～(1) をすべて遵守していること。
- (a) 地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。
 - (b) 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。
 - (c) 防災、環境保全、景観保全を考慮し交付対象設備の設計を行うよう努めること。
 - (d) 一の場所において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。詳細は「再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について」（資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課再生可能エネルギー推進室）を参照のこと。
 - (e) 20kW 以上の太陽光発電設備の場合、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識（交付対象事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」により設置した旨を記載したもの）を掲示すること。
 - (f) 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。
 - (g) 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。
 - (h) 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める

出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。 (i) 防災, 環境保全, 景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合, 適切な対策を講じ, 災害防止や自然破壊, 近隣への配慮を行うよう努めること。 (j) 交付対象設備を処分する際は, 関係法令(立地する自治体の条例を含む。)の規定を遵守すること。 (k) 10kW 以上の太陽光発電設備の場合, 交付対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について, 「廃棄等費用積立ガイドライン」(資源エネルギー庁)を参考に, 必要な経費を算定し, 積立等の方法により確保する計画を策定し, その計画に従い適切な経費の積立等を行い, 発電事業の終了時において, 適切な廃棄・リサイクルを実施すること。 (1) 10kW 以上の太陽光発電設備の場合, 災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険, 第三者賠償保険等に参加するよう努めること。
3 蓄電池の要件(業務用・家庭用共通)
(1) 上記の要件を全て満たす太陽光発電設備の付帯設備であること。 (2) 原則として再エネ発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり, 平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。 (3) 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。
3-1 業務用蓄電池 (4,800Ah・セル相当の kWh 以上) : (4), (5)を満たすこと
(4) 19 万円/kWh(工事費込み・税抜き)以下の蓄電システムであること。 (5) 各市町村の火災予防条例で定める安全基準の対象となる蓄電システムであること。
3-2 家庭用蓄電池 (4,800Ah・セル相当の kWh 未満) : (6)～(12)の全てを満たすこと
(6) 15.5 万円/kWh(工事費込み・税抜き)以下の蓄電システムであること。 (7) 蓄電池パッケージ (a) 蓄電池部(初期実効容量 1.0kWh 以上)とパワーコンディショナー等の電力変換装置等から構成されるシステムであり, 蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。 ※初期実効容量は, JEM 規格で定義された初期実効容量のうち, 計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。 ※システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。 (8) 性能表示基準 初期実効容量, 定格出力, 出力可能時間, 保有期間, 廃棄方法, アフターサービス等について, 所定の表示がなされていること。所定の表示は次のものをいう。 (a) 初期実効容量 製造業者が指定する, 工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量のこと。使用者が独自に指定できない領域は含まない。(算出方法については, 一般社団法人日本電機工業会日本電機工業会規格「JEM1511 低圧蓄電システムの初期実効容量算出方法」を参照すること) (b) 定格出力

定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。定格出力の単位は W, kW, MW のいずれかとする。

(c) 出力可能時間の例示

①又は②を満たすこと。

① 複数の運転モードをもち、各モードでの最大の連続出力 (W) と出力可能時間 (h) の積で規定される容量 (Wh) が全てのモードで同一でない場合、出力可能時間を代表的なモードで少なくとも一つ例示しなければならない。出力可能時間とは、蓄電システムを指定した一定出力にて運転を維持できる時間とする。このときの出力の値は製造事業者指定の値でよい。

② 購入設置者の機器選択を助ける情報として、代表的な出力における出力可能時間を例示することを認める。例示は、出力と出力可能時間を表示すること。出力の単位は W, kW, MW のいずれかとする。出力可能時間の単位は分とし、出力可能時間が 10 分未満の場合は、1 分刻みで表示すること。出力可能時間が 10 分以上の場合は、5 分刻みの切り捨てとする。また、運転モード等により出力可能時間が異なる場合は、運転モード等を明確にすること。ただし、蓄電システムの運転に当たって、補器類の作動に外部からの電力が必要な蓄電システムについては、その電力の合計も併せて記載すること。単位は W, kW, MW のいずれかとする。

(d) 保有期間

法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図ること。

(e) 廃棄方法

使用済み蓄電池を適切に廃棄、又は回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記されていること。蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記されていること。

【表示例】「使用済み蓄電池の廃棄に関しては、当社担当窓口へご連絡ください」

(f) アフターサービス

国内のアフターサービス窓口の連絡先について、登録対象機器の添付書類に明記されていること。

(9) 蓄電池部安全基準

(a) JIS C 8715-2 の規格を満足すること。

(10) 蓄電システム部安全基準(リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ)

(a) JIS C 4412 の規格を満足すること。ただし、電気製品認証協議会が定める JIS C 4412 適用の猶予期間中は、JIS C 4412-1 若しくは JISC 4412-2※の規格も可とする。

※「JIS C4412-2」における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠すること。

(11) 震災対策基準(リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ)

(a) 蓄電容量 10kWh 未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。

※第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEE-CB 制度に基づく国内認証機関（NCB）であること。

(12) 保証期間

(a) メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が 10 年以上の蓄電システムであること。

※蓄電システムの製造を製造事業者に委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。

※当該機器製造事業者以外の保証（販売店保証等）は含めない。

※メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。

※蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。

※JEM 規格で定義された初期実効容量（計算値と計測値のいずれか低い方）が 1.0kWh 未満の蓄電システムは対象外とする。

別表第6 実績報告時に提出する書類等（第12条関係）

No.	提出書類	導入設備の種類	
		太陽光発電	太陽光発電＋蓄電池
1	提出書類チェックリスト（本紙）	○	○
2	実績報告書及び補助金交付請求書（第12号様式）	○	○
3	事業実績書（第13号様式）	○	○
4	収支精算書（第3号様式）	○	○
5	振込口座届出書（第15号様式）	○	○
6	発注書又は契約書など	○	○
7	支払が済んでいることを示す領収書等の写し	○	○
8	設備の保証書等の写し	○	○
9	設備・工事要部写真（機器本体・銘板，施工中・施工後）注	○	○
10	完成平面図〔敷地内の配置図・位置図〕	○	○
11	完成電気系統図（単線結線図など）	○	○
12	完成配線ルート図（平面図上の配線ルートに，立ち上がり・立ち下り部分の長さ，ケーブルの規格等を記載）	○	○
13	取得財産等管理台帳・取得財産等明細表の写し（第17号様式）	○	○
14	電力会社との協議内容がわかる資料（系統連携する場合）	△	△
15	「リース契約書等」の写しおよび「貸与料金算定根拠明細書」（リース契約等に基づく実績報告の場合）	△	△
16	「PPA契約書」の写し及びオンサイトPPAサービス料金算定根拠明細書（PPA契約に基づく実績報告の場合）	△	△
17	軽微変更理由書	△	△
18	蓄電池設置（変更）届の写し（業務用蓄電池の場合）	－	△
19	その他協会が必要と認める書類	△	△

○：提出が必要なもの △：必要に応じて提出

注：設置状況写真について

中間時の写真を2回以上，特に基礎工事を実施するものはその状況と設置作業の状況，完成時には全容の遠景，近景，銘板・型式や固有番号等がわかるものの近景と銘板等のアップ，可能な限り稼働している状況が確認できる写真を提出してください。

別表第7 処分制限期間（第19条, 第23条関係）

財産の種類	期間
太陽光発電	17年
蓄電池	6年